

那須町住宅用蓄電池導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須町環境基本計画に基づき、温室効果ガスの排出を削減していくに当たり、太陽光発電による自家消費の拡大を図るため、蓄電池設備を設置する者に対する那須町住宅用蓄電池導入支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、那須町補助金等の交付に関する規則(平成21年規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付対象となる設備、要件、対象経費及び額は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 那須町内に住所又は固定資産を有する者
- (2) 同一世帯において町税等の滞納がない者
- (3) 那須町内で自ら居住する住宅又は自ら有する固定資産の敷地内に、既に太陽光発電システムを設置している者
- (4) 過去に同一の補助対象設備に係る町の補助金の交付を受けていない者
- (5) 那須町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第6号に規定する暴力団員等でない者

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、那須町住宅用蓄電池導入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 那須町内に住所又は固定資産を有することが確認できる書類の写し
- (2) 太陽光発電システムを設置していることが確認できる書類の写し
- (3) 設置費等の内訳が明記されている見積書の写し
- (4) 設置を予定している機器の仕様が確認できる書類(カタログ等)の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決

定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付をすることを決定した者に対しては、那須町住宅用蓄電池導入支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、交付しないことを決定した者に対しては、那須町住宅用蓄電池導入支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(事業内容の変更)

第6条 前条第2項の規定により交付決定通知書を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、申請内容を変更するとき、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに那須町住宅用蓄電池導入支援事業計画変更・中止承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、承認の可否を決定し、那須町住宅用蓄電池導入支援事業計画変更・中止承認・不承認通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して60日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに那須町住宅用蓄電池導入支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置した機器に係る領収書の写し(設置機器に関する経費の記載がない場合は、別途内訳書を添付)
- (2) 設置した機器の状況が分かる写真(機器本体及び機器本体に添付してある型式シールの写真)
- (3) 設置した機器の設置工事完了日(引渡し日)が確認できる書類(保証書等)の写し
- (4) 住宅内のどこに設置したか分かる配置図
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 補助金の額の確定通知は、第5条第2項に規定する交付決定通知書をもってこれに代えるものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、那須町住宅用蓄電池導入支援事業補助金交付請求書(様式第7号)により、速やかに補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示又はこの告示に基づく町長の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか補助金を交付することが不適当と認められる事実があったとき。

(補助金の返還)

第11条 補助対象者は、町長が前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(調査協力)

第12条 町長は、補助対象者に対し、必要に応じて設備の利用状況調査等その他協力を求めることができる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から適用する。

別表

補助対象	補助の要件	補助対象経費	補助額
蓄電池	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 補助対象者が居住する居宅(町の区域内の住宅であって、店舗、事務所その他これ	蓄電池部、電力変換装置(パワーコンディショナー等)、その他附属機器等の購入及び設置工事に要する経費	5万円

らに類する用途を兼ねるものを含む。)で使用するものであること。ただし、店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものである場合は、2分の1以上を居住の用に供する建物とする。

(2) 配線方法が余剰配線であって、自宅等に設置された発電出力(太陽光パネルの出力合計又はパワーコンディショナーの出力合計のどちらか低い方)が10kW未満の太陽光発電システムと接続すること。

(3) 最大蓄電容量が1kWh以上の定置型(据置型)蓄電池であること。

(4) 未使用品(新品)であり、リース品でないこと。

(5) 補助対象設備の購入日が令和8年10月1日以降であること。